

Title	序文
Sub Title	
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.12 (1964. 12) ,p.5- 7
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	板倉卓造先生追悼論文集
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19641215-0005

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

序 文

板倉先生が文字通り急逝せられたのはつい最近のように思われるが、やがて一周忌が近づきつつある。今更ながら、光陰の早きを嘆せしめる。先生は国際法と政治学と二つの講義を担当せられ、その著書、論文もこの両方面に亘るのであつて、政治学者であると同時に国際法学者でもあられた。このうちの一つだけでも、学者と認められるような研究業績をあげることは容易ではない。それにも拘らず両分野に亘つて非凡な業績をもたれたのである。常人のよく為し得るところではない。この点だけから見ても、先生が優れた、稀に見る才能の持主であつたことがうかがわれる。更にこの外に、先生は新聞記者としても盛名を謳われた人であること周知の事実である。一人三役を立派に果されたことは驚嘆にあたいする。

政治学の方面に関する先生の業績については、学問的な研究と同時に啓蒙的なものも書かれた。大正十五年に刊行せられた「国民政治時代」の如き著作はこれであつて、民主主義的な思想の鼓吹に貢献せられたのである。私が助手になつて間もない頃、私は先生からその著「国民政治時代」を贈られ、ひどく感激した記憶は今なお残っている。国際法の分野での先生の研究は、国際法規の歴史的な成立過程を探究されたものが多い。この種の論文をまとめて一卷にしたものが「近世国際法史論」（大正十三年刊）である。第一次大戦の勃発前に、殊に二〇世紀に入つてから、

航空機の発達につれて、空域の法的性格についての議論が世界の国際法学界の大問題となつたときに、領土・領水上の空間は領土・領水国の領空であるとの学説を発表せられた。その先見の明と、事実に即した卓見とは、高く評価すべきである。この論文を先生が発表せられたのは一九一二年である。この頃の一般的な趨勢は、空域自由の見解に傾いていた。一九一一年にマドリッドで開かれた万国国際法学会の決議でも「航空は自由なり」の決議が採択されているぐらいである。この先生の学説は世界の学界に誇り得る卓見の一つであることはわれわれの誇とするに足るものである。このように、純学問的な労作の外に、国際法に関する世人の興味をそそるために、気楽に寝転んで読める国際法に関する著述として、先生は「国際紛争史考」(昭和十年版)という書を公にされた。この書物は、実際の事件を記述しながら、国際法の法理を併せて説いているもので、先生の明文と相俟つて、読者をして巻をおくことを忘れて一気に読了させる魅力をもつた名作である。この意味で、この著述は一般に対する啓蒙的な意味をももっている。

このように、先生の永い学問的生活は学問の研究と一般国民に対する啓蒙との二つを併せ備えていたといえるであらう。

先生の薫陶をうけて、現在慶應義塾において教鞭をとつている者は相当の數に達している。法学部では先生の学恩に感謝し、先生の業績を回想し、併せて先生の御冥福を祈り、かつ追悼するために、その一周忌を記念として、法学研究の一卷を「板倉先生追悼号」として刊行することにした。この追悼号の執筆者は、先生の講筵に列する光榮をもつた者といふことを条件とし、政治学科に所属する人々と、法律学科で国際法を専攻する者ということに限定した。政治学科は先生の所属せられた学科であるために、最も関係の深い学科であるから、この学科に属する先生の門下生は専攻のいかんを問わず執筆することにし、法律学科では先生の専攻せられた国際法を専攻する者に限定したわけ

ある。この条件にあてはまる人でも、やむを得ない事情のために、投稿できなかつた人もあるが、大半の人々の協力を得たことは幸であつた。

このささやかな企てによつて、追悼号を先生の御霊前に捧げ、われわれの微衷をあらわすことにした。

昭和三十九年九月二十三日

前 原 光 雄 記す